

# 令和5年 第2回定例会 口頭報告

(令和5年6月21日)

令和4年度の工事監査その他2件の監査結果について、ご報告いたします。

1件目は、工事監査についてでございます。今回は、工事件名「(仮称) 北鹿浜小・鹿浜西小学校統合校新築工事」、この4月に開校した「鹿浜未来小学校」の新築工事について、公益社団法人「大阪技術振興協会」に技術調査を委託し、調査結果を参考に監査を実施いたしました。その結果、監査した限りにおいて指摘事項は特にございませんでした。

2件目は、区が補助金などの財政支援や出資等を行っている団体と、その所管課を対象とした財政援助団体等の監査についてでございます。

監査の結果、公益財団法人足立区生涯学習振興公社を所管する学校支援課について、指摘事項が1件ございました。

学校支援課では、学校教育を基礎とする生涯教育の振興と、生涯学習の推進を図り、もって個性豊かな区民文化の創造に寄与することを目的として、公益財団法人足立区生涯学習振興公社に対して公社の助成等に

関する条例、及び公社に対する補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付しています。この補助金交付要綱では、人件費及び公社管理運営費を補助対象経費と定められております。

この補助金の交付について監査したところ、令和3年度から、「公社ニュース トキメキ」掲載のための広告宣伝費相当分の補助金が新たに交付されていました。

内閣府の「公益法人会計基準」の運用指針によれば、管理運営費は毎年度経常的に要する費用とされており、事業に係る広告宣伝に要する経費は事業費と考えられます。公社の会計においても、公益目的事業会計における事業費として計上されており、補助金交付要綱に補助対象経費として規定されている人件費及び管理運営費には該当しないと考えられます。従って、この補助金は交付要綱の根拠なく交付されたと言わざるを得ません。

今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう、必要な改善措置を講じていただきますよう指摘いたしました。

なお、本件指摘事項のほかに、監査委員意見として、公益財団法人足立区体育協会の「スポーツ広場」事業について、より効果的・効率的な事業実施に活かして

いくため、事業の実施状況を適切に管理するよう改善を求める旨の意見を付しております。

3件目は、指定管理者制度に基づく指定管理者と、その所管課を対象とした監査についてでございます。

監査の結果、監査した限りにおいて指摘事項等は特にございませんでした。

以上が、令和4年度の工事監査その他2件の監査結果でございます。

執行機関及び各団体におかれましては、今後とも適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、監査結果の報告とさせていただきます。